

## 歴史サロン花畑 歴史講座「公文書が語る熊本の歴史」第1回

- 1 演題 近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化
- 2 講師 美濃口紀子（総務局行政管理部総務課 文化財保護審議員）
- 3 日程 令和6年（2024年）5月28日（火）14:30～16:00
- 4 場所 桜の馬場城彩苑2階 多目的交流室

### 【講演録】

#### 1. はじめに

明治4年に鎮西鎮台、明治6年に熊本鎮台が設置されて「軍用地」となった近代の熊本城は「官有財産」として管理され、さらに大正時代の「国有財産法」によって国有地となった。そのため、陸軍省所轄地の管理運営の変遷は、国の関係法令の影響を受けている。したがって、近代の熊本城について考える場合は、一地方の郷土史としてだけではなく、日本の法律の変遷、世界的な軍拡・軍縮等の動向、当時の国策や社会背景まで確認する必要がある。

#### ①近代と現代の公文書について「現状変更」から考える

熊本城域は市街地に残る貴重な緑地・公園である。これは近代に軍用地だった熊本城が、戦後の転用により、千葉城緑地（熊本城緑地、後の熊本城公園）として残された結果である。

また熊本城は、文化財（史跡）としては特別史跡熊本城跡として保存され、「現状変更」を厳しく規制する「文化財保護法」によって開発から守られている。特別史跡内では掘削工事ほかイベント開催等についても「現状変更許可申請」の事務手続きが必要であるが、こうした業務経験を経て、全ての申請の記録が「公文書」（文章・図面）として、着実に後世に残るのだという実感を持った。

これと同様に、近代に軍用地だった熊本城についても、当時の陸軍省の公文書を調べれば土地利用の変遷が追えるのではないかとこの着想から、本研究に至った。翻って、現代の公文書である特別史跡熊本城跡の「現状変更許可申請」の記録も、将来の人々にとっては大切な記録となる。公文書の保存問題は現在進行形でもある。

#### ②アジア歴史資料センター（JACAR）の利用

公文書は現在、国の関係機関がそれぞれ保管しており、当時軍用地だった熊本城については、防衛省防衛研究所がその多くを所蔵している。従来、近代の公文書調査は一般の方々にとっては敷居が高く、どこに何が所蔵されているのかを知るだけでも大変な作業だったが、近年はアジア歴史資料センター（略称：JACAR、通称：アジ歴）のデータベースがインターネットで公開されている。その数は約3,300万画像（約220万件）にのぼり、「いつでも、どこでも、だれでも、無料で」膨大な近代の公文書が閲覧可能となっている。本研究ではその「アジ歴」を利用して、近代の熊本城の土地管理に関する公文書を抽出・収集する作業を行った。

#### ③城内への建物設置経緯（鎮台、神社、病院等）

現状、熊本城内には文化財以外にも多くの施設や建物が所在しているが、城とは直接関係なさそうなそれらの建物が、いつからなぜそこにあるのか、疑問に思ったことはないだろうか。「アジ歴」でこれらのキーワードを検索すると、その経緯を記した公文書が見つかる場合もある。例えば錦山神社（現在の加藤神社）については、明治6年に本丸の平左衛門丸（大小天守と宇土櫓の間の

場所)から城外への移転の記録が、また砲兵営(現在の城彩苑一帯)や鎮台病院(現在の国立病院機構熊本医療センター)については明治7年に陸軍施設として建物が建設された記録がある。このように、近代の熊本城の土地管理に関するキーワードをひとつひとつ検索することによって、公文書のデータ440件を収集し「付表」を作成した。

#### ④存城・廃城と六鎮台の設置

熊本城と言えば一般的には江戸時代のイメージかと思われるが、実は単なる近世城郭ではなく、様々な時代の遺構・遺物を地下に内包した埋蔵文化財、複合遺跡でもある。例えば東側の千葉城にも西側の古城にも古墳時代の横穴墓があり、須恵器や馬具等の副葬品も出土している。近世の熊本城はそれ以前の様々な遺構を破壊した上に建てられており、さらに近代には軍により大きく改変され、終戦までの70年以上を陸軍省が所轄した。歴史は重層的なものであり、今日の状況に至る熊本城の歴史について、陸軍が管理した時代を抜きに語ることはできない。

また、明治時代に入ると全国の城跡は「廃城」と「存城」とに分類され、特に重要な軍事拠点6カ所には「鎮台」が設置された。名古屋・大阪等も同様に城が軍用地となり、各都市は太平洋戦争終結までの70年以上、「軍都」として栄えた。戦中に激しい空襲で被災、戦後に戦災復興都市に指定、高度成長を経て今日は政令指定都市として発展する等、歴史的な共通点も多くみられる。

## 2. 近代の土地管理

### ①熊本鎮台の所轄地面積

陸軍省は熊本城跡の土地を「本丸」「二の丸」「宮内町」「千葉城」「古城町」「古京町」「新堀町」等に分け、崖地は区分して管理した。財産管理では土地面積を正確に把握する必要があるため、土地の測量や地図の作成も進められた。

### ②熊本城の土地貸渡、貸付、準貸付

陸軍省所轄地に関する国への上申は、熊本県からの道路新設・修築等や、熊本市からの土地所管換・交換等のほか、民間等からの「借地願」も含んでいる。その内容は、大規模な土地改変や大江・渡鹿方面への軍用地移転に関する重要なものから、水堀での魚の養殖、銃剣道場としての使用、山崎正董先生の花壇設置等の軽微なものまで、内容は多岐に及ぶ。こうした公文書に使用される熊本城内の土地貸付を示す用語に着目すると、熊本城跡の土地「貸渡」は明治13(1880)年頃に始まり、昭和14(1939)年頃までの約60年間に「貸渡」「貸下」「準貸付」と時期毎に変遷していることがわかる。

### ③陸軍省所轄地関係法令・規則、時期区分の試案

公文書の用語の変遷は、当然ながら国の法令、特に近代の陸軍省所轄地に関する法令・規則と連動している。集成した公文書と、関係が深い主な法令・規則と対照させることで、近代における熊本城跡の土地貸付を5つの時期に区分する試案を作成した。Ⅰ期は貸付開始以前、鎮台が設置されて陸軍用地の土地取得や買上が中心の時期。Ⅱ期には土地の貸渡が始まり、官有財産の目録が作成された。日清・日露戦争を含むⅢ期には、土地交換や大規模な土木工事が行われ、鉄道敷設や新道設置もみられる。「貸下」のⅣ期には軽便鉄道が敷設され、熊本市の配水池計画等も持ち上がっている。「準貸付」のⅤ期には、都市計画等に伴う熊本市長からの申請もみられる。

### 3. 事例紹介

収集した公文書から5事例を紹介。

#### ①兵器支廠設置と桜橋架橋(配布資料12・13・14)

明治32年に桜橋を架橋し、同時に古城の西側(現在の第一高校側)と東側(現在の城彩苑や合同庁舎跡地側)とを分断し、火除け地・防火の役割も兼ねた新たな道路が整備された。この一帯に立ち並んだ赤煉瓦造りの大きな倉庫(兵器支廠4棟)は、昭和30年代に県立第一高等学校・県営城内プール・合同庁舎の建設のため取り壊された。近代には、陸軍技師が設計した建物が各地の師団で施工されたため、外観が酷似した陸軍建物が全国各地で登場することになった。このうち石川県金沢市には赤煉瓦造の兵器支廠3棟が現存しており、国指定重要文化財となって現在は石川県立博物館等として保存活用されている。一方、熊本では「熊本城内は軍用地だったため、市街地と同様に、城内の建物も空襲で焼失した」と誤解されている方が多いようであるが、アメリカ国立公文書館の空襲後の空中写真からも、熊本城内は焼失を免れたことが確認できる。不確かなイメージではなく、公文書に基づく正しい歴史認識を持たなくてはならない、という一例。

#### ②天守台への配水池計画(配布資料15・16)

大正5年、熊本市長依田昌兮から陸軍大臣に「熊本城内箱馬場と天守台跡」の「坪数2,635坪」の「借地願」が提出される。天守台への配水池計画である。近代の水道事業では、なるべく高い場所に配水池を設置し、自然流下によって水を供給する仕組みであった。そのため全国の城郭、なかでも最も標高が高い天守台付近に計画されることが多かった。熊本市では熊本城内の箱馬場に「第一配水池」を、当時は石垣のみだった大小天守台に「第二配水池」を計画した。しかし現在の天守閣前広場には当時「師団司令部」建物(戦後まで残り、熊本女子大学や熊本博物館等に転用され、昭和35年天守再建と同時に解体)があったこともあり、陸軍側が拒否したため城内配水池は実現せず、立田山に計画変更・設置された経緯がある。結果からみると、陸軍側が本市の近代化に伴う開発工事・遺構破壊から熊本城を守った、と捉えることもできる。なお、全国の城郭をみると明治28年に大阪城で「大手前配水池」が竣工しており、今も現役で稼働している。

#### ③熊本市電と平坦道路(配布資料17)

磐根橋と新堀橋、現在も陸橋2つが並ぶこの景観は、大正時代につくられたものである。江戸時代は京町と陸続きの「新堀」だったこの場所に、まず明治時代に上熊本駅方面と藤崎宮方面をつなぐためのトンネルを設けて軽便鉄道を敷設した。さらに大正時代に開削して平坦道路化して市電を敷設し電停も設置、その上部に陸橋2つが架けられた。なお、当時は磐根橋の北側(京町側)に明治7年に城外移転した錦山神社(現加藤神社)が鎮座していたが、その後、昭和37年の国道3号線(現県道四方寄熊本線)整備工事に伴って、現在地(城内)へと移転した経緯がある。

#### ④銅像建設と都市計画(配布資料18)

現在の熊本市国際交流会館から行幸橋を渡って右手の石垣の上、この場所は変遷が著しい。当初は市電敷設による辛島ロータリー「征清記念碑」銅像の移転先として計画されたが中止となり、西南戦争50周年記念「谷村計介」銅像が建てられた。その後、戦時の金属供出で台座だけが残り、戦後に「特別史跡熊本城」の四角い石碑が建てられ、平成28年熊本地震で被災し、現在に至る。歴代の銅像が「パブリック・アート」として歴史に翻弄されてきた、シンボリックな空間と言える。

#### ⑤城内の改変と軍用地移転・拡大など(配布資料19~26)

西南戦争直後から、熊本城内の軍用地は隣接する城下へ面積が拡大していく。山崎練兵場用地の取得に関する動きは、明治10(1877)年の西南戦争で城内・城下を広く焼失した直後、同年4月25日の電報に早くもみられる。熊本城一帯に集中していた軍用地は、後に市街地縁辺部へと移転していくが、何度か画期がありそれぞれ理由も異なる。まず明治31(1898)年、熊本市は市区改正を準用した事業により、軍用地の一部と大江村民有地との土地交換を行う。陸軍側からの移転条件には、土地交換だけでなく軍の建物も全て移転することや、道路や橋を架けること、その期限まで厳しく設けられていた。当時の辛島市長や大浦県知事は公文書の中で、「到底一市の負担で堪えられる内容ではなく、実施上困難な事だ」と述べている。明治中期の軍備拡大の時代、軍用地拡大という当時の国策実現のために辛島市政の市区改正準用事業が利用され、自治体に過剰な負担を強いた上で市街地縁辺部への軍用地移転が行われたことが公文書の記録からわかる。その後、渡鹿へ移転した「練兵場」「砲兵営」等に挟まれた間隙地を塗りつぶすように、計7万坪の土地が陸軍省に交換・提供され、「騎兵隊」等が城下から移転する。当時の第六師団参謀長山根武亮が記した公文書からは、陸軍省がさらに軍用地拡大を目指していた状況がわかる。

西南戦争で激戦地となった段山は、明治半ばには工兵作業場として使用されていた。都市の近代化を背景に、明治43(1910)年、熊本城下での軽便鉄道敷設を目的とした鉄道会社と、陸軍との土地交換が行われた。これにより陸軍省は帯山に2倍以上の面積(計4,000坪)の軍用地を新たに入手し、第六師団の軍用地は大江・渡鹿よりもさらに東部の広大な敷地へと移転・拡大が進んでいく。一方、藤崎台下の官有地(約1,500坪)を得た大日本軌道株式会社は、翌44(1911)年に「宮内-知足寺町」間を開通させた。こうして、かつて熊本城の南西端を区画していた水堀跡(埋立地)には軽便鉄道が開通した。このことが、本来は旧城域(陸軍省の官有地)だった宮内一帯が広く民有地化した理由であり、今日の一帯の土地利用状況にも繋がっている。

なお、公文書の閲覧・調査を通じて、明治期の野砲兵第6連隊の下水溝工事設計図面や、新熊本市史でも不明とされていた帯山練兵場の土地取得に関する地番・地積を記録した附図を発見した。「熊本市は空襲や水害で被災し、戦前の記録はほとんど残っていない」と言われることが多いが、公文書は市→県→国と順に上申されるため、本市になくとも国や県に残っている場合もある。さらに近代の熊本城が民有地ではなく官有地(国有地)だったからこそ、国の公文書という形で膨大な記録が今日まで残されたと捉えることもできる。近代の熊本城研究に、公文書は欠かせない。

#### 4.おわりに

一般的には戦国から江戸時代をイメージされることが多い「熊本城」だが、今回は「100年単位」の長期的な視点で、近代の熊本城や都市計画の歴史について考えた。近代には旧地形も改変してしまうような大きな改変もあったことがわかった。明治維新から既に150年以上が経過した現在、もはや「近現代史」を抜きにして、今日に至る熊本城の歴史や今後の将来像を語ることはできない。

#### ①公文書から何がわかるか

広大な二大緑地(軍用跡地)の対照的な土地利用状況は、本市の戦災復興都市計画の象徴と言える。渡鹿緑地は戦後復興の受け皿となり、戦後から現在に至るまでにその土地所有者や建物用途等は変遷を経たものの、大規模な面積単位で敷地利用・建物整備が行われる特徴は、現代にも継承されている。一方の熊本城跡は緑に囲まれた旧地形が比較的良好に残っているが、そ

れでも江戸時代の城域と比べると面積は縮小し、旧地形も大幅に改変されたことがわかった。

今回は近代の公文書から熊本城跡の土地管理と城下の近代化についてみてきたが、その他結果的には実現しなかった計画等も含めて、本市の近代化の歩みや都市計画に関する様々な経緯・事情等を教えてくれる公文書は、私たち市民にとって大変貴重な財産であることを再確認できた。

## ②公文書＝1次資料の重要性

熊本城跡は旧城域の全てが特別史跡や都市公園に指定・決定されているわけではない。特別史跡の面積は、近年の高麗門やJT・NHK跡地等が追加指定されたように拡大する場合もあれば、昭和8年に指定されていたものの白川626水害被災後に削平・消滅した段山のように、指定面積から除外され面積が縮小する場合もある。また、江戸時代の旧城域のうち、近代陸軍との土地交換等により民有地化した部分等については、その一部で土地取得による公有地化や追加指定等により史跡範囲が拡大している部分もあり、その時期や指定範囲も、現代の公文書に記録される。

本講座でも紹介したように、思い込みやイメージで歴史を語ることは大変危険である。しかし後世の研究者がまとめた本や論文等はいくまでも「2次資料」であるため、参考資料として引用する際には、その情報が事実か否かのファクト・チェックも必要となる。しかし公文書は、当時リアルタイムで担当省庁の職員が作成した記録であるため、その「ウラ」をとる必要がほとんどない「1次資料」であるという点が、資料としての強みと言える。私たち市職員は、都市計画、まちづくり、文化財保護等々、様々な業務に従事しているが、過去の公文書等で確認できる正確な情報・根拠、エビデンス、歴史認識に基づいて政策立案を行うと同時に、自分たちが携わった業務内容についても公文書として記録し、将来の市民や職員に対する説明責任を果たさなくてはならないと考える。

## ③公文書を検索してみよう

「アジア歴史資料センター（JACAR）」「横断検索」を例に、公文書の検索方法を具体的に紹介。

### 【もっと詳しく!】

◆美濃口紀子2021「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」

『熊本都市政策vol.8』熊本市都市政策研究所

[https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c\\_id=5&id=45656&sub\\_id=1&flid=322079](https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=45656&sub_id=1&flid=322079)

◆美濃口紀子2022「熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向」

『熊本都市政策vol.9』熊本市都市政策研究所

[https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c\\_id=5&id=52342&sub\\_id=1&flid=375806](https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=52342&sub_id=1&flid=375806)